

高等学校等での修学に利用できる資金等の概要一覧(※詳細は“問合せ先”にご連絡ください。)

令和3年2月現在

名称	高等学校等就学支援金	高等学校等奨学のための給付金	島根県育英会高等学校等奨学資金	生活福祉資金(教育支援資金)	母子父子寡婦福祉資金(修学資金・就学支度資金)	島根県高等学校定時制課程等修学奨励資金	高等学校等専攻科修学支援金	高等学校等専攻科奨学のための給付金	
応募資格概要	平成26年度以降に入学した者	平成26年度以降に入学した者(保護者が島根県内に住所を有する場合に限る)	島根県出身の生徒等であって、学習意欲が旺盛でありながら、経済的な理由により修学することが困難な者	所得申込要件にあてはまる低所得世帯で、他から資金の借入が困難な世帯(他の奨学金等の貸与が受けられない場合、他の奨学金等の貸与の前に資金が必要な場合)	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養している子	島根県内の高等学校の定時制課程等に在学する勤労青年。ただし通信課程に在学する生徒については島根県内に住所を有する者	島根県内の高等学校の専攻科に在学する生徒	高等学校の専攻科に在学する生徒の保護者(保護者が島根県内に住所を有する場合に限る)	
対象学校	高校	●	●	●	●	●	●		
	高専(1年～3年)	●	●	●	●	●	●		
専修学校	高等課程	●	●	●	●	●	●		
対象学校別金額/月額		下記「申込要件」を満たす場合に、授業料が支援される制度。 ※授業料額の範囲内で国から就学支援金が支給され、学校設置者が受け取り授業料に充てるので、生徒や家庭が直接現金を受け取ることはない。	(国公立) ①生活保護受給世帯 年額32,300円 ②第一子の高校生等がいる世帯 年額110,100円(通信制は48,500円) ③15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯 年額141,700円(通信制は48,500円)	(国公立) (私立)	下記の限度額以内で、就学するのに必要な経費 ※特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能とする。	下記の限度額以内で、就学するのに必要な経費			
	高校	※私立高校や国立高等専門学校等ではそれぞれ授業料の額が定められているので、就学支援金との差額等、詳細については各学校に問い合わせること。	(私立) ①生活保護受給世帯 年額52,600円 ②第一子の高校生等がいる世帯 年額129,600円(通信制は50,100円) ③15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯 年額150,000円(通信制は50,100円)	<自宅> <自宅外> <自宅> <自宅外>					
	高専(1年～3年)			18,000 23,000 33,000 38,000	35,000円以内 60,000円以内 35,000円以内	(国公立) (私立) <自宅> <自宅外> <自宅> <自宅外> 27,000 34,500 45,000 52,500 31,500 33,750 48,000 52,500 27,000 34,500 45,000 52,500	14,000円		
	専修学校 高等課程	私立高校や国立高等専門学校等に関して、詳細は各学校に問い合わせること。							
支度金	なし	なし	私立学校に入学するとき 23,100円	50万円以内 高校・専修(高等) 高専(1年～3年)	(国公立) (私立) <自宅> <自宅外> <自宅> <自宅外> 150,000 160,000 410,000 420,000 410,000 420,000 580,000 590,000		なし	なし	
申込要件	所得	保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額が304,200円未満	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税	なし(但し、一定額を超える者は選考対象外となる場合がある)	世帯全員の収入が生活保護基準額(生活扶助費第1類+第2類)の1.7倍以下	子供の人数 給与所得者(事業所得者) 1人 7,900,000 (5,900,000) 2人 8,900,000 (6,800,000) 3人 9,900,000 (7,700,000) 4人 10,900,000 (8,600,000) 5人 11,900,000 (9,600,000) ※申請者と生計を一にする扶養義務者の合算収入額	年間収入額が279万円以下	保護者等の道府県民税所得割額と、市町村民税所得割額の合計が85,000円未満	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税
	学力	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし ※ただし、修得単位数・出席率が5割以下の場合は認定を取り消す	なし
連帯保証人等	連帯保証人	不要	不要	連帯保証人 1名 (父母又はこれに代わる独立の生計を営む成年者)	①②いずれか ①進学する方が借入申込者で生計中心者が連帯借入申込者となる ②生計中心者が借入申込者で進学する方が連帯借入申込者となる	不要 (父母のない児童の場合必要)	連帯保証人 2名 (独立の生計を営む成年者)	不要	不要
	保証人	不要	不要	保証人 1名 原則、連帯保証人とは別に、保証人1名(当該年度の4月1日における年齢が65歳以下の者で独立の生計を営む成年者)が必要です。	原則 不要	不要	不要	不要	不要
返済期間	－	－	9～15年(借用金額により異なる) 県内の中山間離島に就職し、実務経験が必要な資格取得を目指す場合に免除制度があります。	20年以内	20年以内	貸与取消しの事由が生じた日の属する月の翌月から起算して6月を経過後、貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内(ただし、卒業した場合は返済免除)	－	－	
他の資金と併用	各種奨学資金との併用可	各種奨学資金との併用可	日本学生支援機構奨学金、母子父子寡婦福祉資金、高等学校定時制課程等修学奨励資金、特別支援学校就学奨励費との併用禁止	併用可。ただし、母子父子寡婦福祉資金、島根県育英会高等学校等奨学資金等、他制度の優先的利用が必要 ※他の資金と重複する範囲については一部利用できません。	島根県育英会奨学金、島根県育英会高等学校等奨学資金等との原則併用禁止	日本学生支援機構奨学金、島根県育英会高等学校等奨学資金との併用禁止	各種奨学資金との併用可	各種奨学資金との併用可	
採用方法	在学採用	在学採用	予約採用・予約緊急採用・在学採用・緊急採用	随時採用	予約採用・随時採用	在学採用	在学採用	在学採用	
問合せ先	【公立高校担当課】 ・島根県教育委員会学校企画課 (TEL 0852-22-5410) ・各在学学校(高校)	【公立高校担当課】 ・島根県教育委員会学校企画課 (TEL 0852-22-5410) ・各在学学校(高校)	・公益財団法人 島根県育英会 (TEL 0852-28-1981) ・各在学学校	・お住まいの地区の民生委員、市町村の社会福祉協議会 ・島根県社会福祉協議会 (TEL 0852-32-5996)	・お住まいの市町村福祉事務所 ・島根県教育委員会学校企画課 (TEL 0852-22-6916)	・島根県教育委員会学校企画課 (TEL 0852-22-5410) ・各在学学校(高校)	【公立高校担当課】 ・島根県教育委員会学校企画課 (TEL 0852-22-5410) ・各在学学校(高校)	【公立高校担当課】 ・島根県教育委員会学校企画課 (TEL 0852-22-5410) ・各在学学校(高校)	
所管部署	名称	島根県教育委員会 (学校企画課 管理・支援グループ)	島根県教育委員会 (学校企画課 管理・支援グループ)	公益財団法人 島根県育英会	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 (生活支援部 福祉資金係)	島根県健康福祉部 (青少年家庭課 ひとり親支援グループ) ※松江市在住者に関しては、松江子育て部子育て支援課	島根県教育委員会 (学校企画課 情報・運営グループ)	島根県教育委員会 (学校企画課 管理・支援グループ)	島根県教育委員会 (学校企画課 管理・支援グループ)
	所在地	松江市殿町1番地	松江市殿町1番地	松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター 3階	松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根5階	松江市殿町1番地	松江市殿町1番地	松江市殿町1番地	松江市殿町1番地

(注)この一覧表は令和3年2月現在の情報です。制度内容や金額等変更になる場合もありますので、各問合せ先へご確認ください。